

暴風警報等が発表された場合の 春日井市図書館の運営について

臨時休館等が決定した場合は市のホームページでお知らせ
します。[こちら（春日井市ホームページへ）](#)からご覧ください。

暴風警報等の発令時の春日井市図書館の運営について（目安）

台風の接近に伴う暴風雨や集中豪雨等の異常気象により災害が発生するおそれがある場合に、利用者の皆さんの安全を確保するため、臨時休館の基準を次のとおりとします。

臨時休館する場合

- 1 春日井市に暴風警報、暴風雪警報又は特別警報が発表された場合
- 2 図書館又はその周辺地域に対し、市災害対策本部が「警戒レベル3 高齢者等避難」又は「警戒レベル4 避難指示」を発令した場合
- 3 市の全域にわたり風水害が発生するおそれがあるとき、又は図書館若しくはその周辺地域における風水害による被害が特に甚大であると予想される時
- 4 その他、利用者の安全確保のため、館長が必要と認めるとき

※ 開館時間前に1～4のいずれかの状況になった場合は、その日は臨時休館します。

※ 開館時間中に1～4のいずれかの状況になった場合は、即時臨時休館します。

再開する時期

開館時間中に警報等が解除された場合は、市域及び施設の状況を確認し、安全が確保された後に開館します。ただし、午後5時以降に警報等が解除された場合は、その日は終日休館とします。

春日井市図書館（0568-85-6800）